

メルセデス・ベンツ自動車保険プログラム

「あんしんプラス+」サービス約款

メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社（以下「MBF」といいます。）は、日本国内のメルセデス・ベンツ正規販売店及びMBFが認めた販売店（総称して以下「販売店」といいます。）を取扱代理店とし、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、まとめて「損害保険会社4社」といいます。）のいずれかを引受保険会社とした自動車保険をご契約のお客様に対して、本約款に基づき販売店が実施する自動車の修理等のサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（本サービスの対象自動車）

本サービスの対象となる自動車（以下「対象自動車」といいます。）は、以下の各号全ての要件を満たす自動車とします。

- (1) 日本国内で使用されるメルセデス・ベンツ（スマートを含む）であること。
- (2) 販売店を取扱代理店とし、損害保険会社4社の自動車保険の対象となる被保険自動車であること。

第2条（本サービスの対象者）

本サービスは、販売店を取扱代理店とし、かつメルセデス・ベンツを被保険自動車として、損害保険会社4社のいずれかで、2016年4月1日以降を保険始期とする自動車保険（以下「自動車保険」といいます。）をご契約のお客様（以下「お客様」といいます。）に対して提供されるものとします。

第3条（本サービスの対象損害・内容）

MBFは、第6条（本サービスの対象期間）所定の本サービスの対象期間において、対象自動車が次の各号に掲げる損害（以下「損害」といいます。）を被った場合に、販売店をして、次の各号の区分に従い、それぞれに掲げる内容の本サービスを提供させます。

- (1) フロントガラスの修理又は交換サービス
飛来物、落下物などによるフロントガラスへの単独損害が発生した場合、当該フロントガラスについて修理又は交換サービスを提供します。
- (2) バック時のタイヤ修理又は新品交換サービス
走行時に他物との接触やいたずら等によるタイヤへの単独損害が発生した場合、当該タイヤについて修理又は交換サービスを提供します。ただし、対象自動車の自動車検査証記載の初度登録日から1年以内に発生した損害に限るものとします。また、本サービスにより交換するタイヤは1本とし、標準装備タイヤ又は同等品に限るものとします。

第4条（本サービスを提供する販売店）

本サービスは、原則として自動車保険を契約した販売店で提供します。ただし、お客様のご希望により、当該販売店以外の販売店において本サービスの提供を受けることを妨げるものではありません。

第5条（本サービスの限度額・お客様負担額）

1. 本サービスは、次の各号の区分に従い、それぞれに掲げる「補償限度額」から「お客様負担額」を控除した金額（以下「サービス限度額」といいます。）を上限として実施します。なお、これらの金額は、全て税込みとします。
 - (1) 飛来物、落下物などによるフロントガラスの単独損害
【サービス限度額 90,000 円（補償限度額 100,000 円—お客様負担額 10,000 円）】
 - (2) 走行時やいたずら等によるタイヤの単独損害
【サービス限度額 45,000 円（補償限度額 50,000 円—お客様負担額 5,000 円）】
2. お客様は、本サービスの提供を受けるに当たり、実際に被った損害額に関係なく、前項各号所定の「お客様負担額」をそれぞれの本サービスに応じて負担するものとします。
3. 本サービスの提供に要する費用が第1項各号のサービス限度額を超える場合には、当該超過部分の費用については、お客様が負担するものとします。

第6条（本サービスの対象期間）

本サービスの対象期間は、お客様が販売店にて契約する自動車保険の保険期間と同一とします。

第7条（本サービスの提供回数）

1. 本サービスの提供回数は、第6条（本サービスの対象期間）に定める本サービスの対象期間中、第3条（本サービスの対象損害・内容）各号に定めるいずれかの損害に対し、1回に限るものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、自動車保険の保険期間が2年以上である場合には、本サービスの提供回数は、保険年度（保険始期日から起算した1年を単位とする期間をいいます。以下同様です。）中、第3条（本サービスの対象損害・内容）各号に定めるいずれかの損害に対し、1回に限るものとします。なお、この場合、保険年度における本サービスの利用金額、利用の有無等にかかわらず、当該保険年度が終了した後は、本サービスを提供しません。

第8条（本サービスの提供条件及び方法）

1. お客様は、本サービスを受けることを希望される場合には、損害が発生した日より30日以内に、第4条（本サービスを提供する販売店）所定の販売店に対象車両を入庫し、かつ、次項に定める所定の書類を当該販売店に対して提出するものとします。
2. お客様は、本約款の定めるところに従って本サービスの請求をされるときは、以下に定める所定の書類を販売店に提出するものとします。
 - (1) 必要事項記載の加入証原本（サービス依頼書含む）
 - (2) 自動車検査証
3. 本サービスの提供は、第3条（本サービスの対象損害・内容）各号に定める内容にて実施するものとし、いかなる場合であっても、お客様に対する金銭交付は行いません。

第9条（本サービスが提供できない場合）

1. MBFは、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する損害に対しては、本サービスを提供しません。
 - (1) 販売店にて契約した自動車保険が解約、失効又は解除となったとき
 - (2) お客様がMBF若しくは販売店が提出を求める資料を提出しなかったとき、又は提出する資料に知っている事実を記載しなかった若しくは不実の記載を行なったとき
 - (3) お客様が対象自動車を第三者へ譲渡したとき
 - (4) 対象自動車が日本国外において損害を被ったとき
 - (5) お客様が本約款の各規定に従わず、又はこれに違反したとき
 - (6) 第7条（本サービスの提供回数）の制限に該当するとき
2. 直接であるか間接であるかを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、MBFは、本サービスを提供しません。
 - (1) お客様又はお客様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意若しくは重大な過失又は法令違反
 - (2) お客様の犯罪行為又は闘争行為
 - (3) 対象自動車に存在する欠陥
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (5) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
 - (6) 核燃料物質（使用燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）。若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
 - (7) 上記(6)に規定した以外の放射線照射又は放射線汚染
 - (8) 上記(4)から(7)までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (9) 差押え、収用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使。ただし、消防又は避難に必要な処置として行なわれた場合を除きます。

- (10) 詐欺又は横領
- (11) 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用
- (12) 法令により定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って若しくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態でなされた対象自動車の運転
- (13) 通常の使用損耗又は経年変化により発生する現象（消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、摩滅、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、摩滅、錆び等）

第10条（車両保険等との関係）

1. MBF は、車両保険、第三者からの賠償その他本サービス以外のサービス等から補償される損害に対しては、本サービスを提供しません。
2. 前項の規定にかかわらず、車両保険、第三者からの賠償その他本サービス以外のサービス等からの補償を充当してもなおお客様の自己負担が発生し、かつ、当該負担額がサービスのお客様負担額を超える場合には、MBF は、サービス限度額の範囲内で本サービスを提供します。

第11条（適用地域）

MBF は、本サービスを日本国内において発生した損害に対してのみ提供します。

第12条（本サービス約款の改定）

MBF は、本サービス約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、以後のサービス約款の提供内容、提供条件を含めすべて変更後のサービス約款が適用されるものとします。なお、変更後のサービス約款はMBF のホームページに掲載されます。

第13条（サービス提供の中止）

MBF は、3ヶ月間の予告期間をもってお客様に通知の上、本サービスの提供を中止、終了することができるものとします。ただし、社会経済状況の変化、会社経営上の都合その他やむを得ない事由が認められる場合には、MBF は、お客様に対して予告することなく、直ちに本サービスの提供を中止又は終了することができるものとします。

第14条（免責事項）

MBF 及び損害保険会社4社は、本サービスの利用、中止、終了及び変更等に関してお客様に生じた不利益及び損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条（個人情報の取扱い）

1. MBF 及び損害保険会社4社は、お客様の氏名、住所、電話番号その他お客様の属性に関する情報、保険等お客様との契約に係る申込日、契約日、契約期間、契約当事者名、契約の対象となった商品の名称（車名、車両の登録番号、車体番号その他車両に関する情報を含む。）及び内容、契約額、支払回数等の契約条件その他これらの契約に関する情報（契約番号、証券番号等を含む。）、車両事故等があった場合のその内容（事故日、場所等を含む。）等、本条第4項所定の個人情報、MBF 所定の「加入証」に記載されたお客様の個人情報その他本サービス提供に関連してMBF 又は損害保険会社4社が取得したお客様の個人情報（以下総称して「個人情報」といいます。）を、以下の利用目的の範囲内で利用します。
 - (1) 本サービスの提供の判断
 - (2) 本サービスの提供
 - (3) 商品・サービスの企画・調査・開発
 - (4) 社内統計資料作成（車種・地域構成等）
2. MBF が個人情報の取扱管理責任者となり、以下のMBF 関係会社、損害保険会社4社及び販売店との間で、本条第1項記載の目的及びその他個人情報取得の際に明示する利用目的の範囲内で、加入者の個人情報を共同利用することがあります。

MBF 関係会社：

- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社
- ダイムラー・ファイナンシャルサービス日本株式会社

- Daimler AG 社 (ドイツ)
 - Daimler Financial Service AG 社 (ドイツ)
 - Daimler Insurance Services GmbH 社 (ドイツ)
 - Daimler South East Asia Pte. Ltd 社 (シンガポール)
3. MBF は、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合等、個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に定める場合にはこの限りではありません。
 4. お客様は、お客様が契約する任意自動車保険契約に基づき引受保険会社である損害保険会社 4 社に提供した個人情報を、いずれかの引受保険会社より MBF が取得することについて同意します。

第 16 条 (合意管轄裁判所)

本サービスに関して、MBF とお客様との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2016 年 7 月 1 日

メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社